

Z E V 普及啓発業務委託
公募型プロポーザルに係る質問及び回答

令和 8 (2026) 年 3 月 10 日
栃木県環境森林部気候変動対策課

| NO. | 該当箇所 | 質問 | 回答 |
|-----|-----------|--|---|
| 1 | 仕様書 4 | 本件の事業におきまして、特にどの層 (Z 世代などの若年層、実生活の意思決定権を持つ主婦層、あるいは事業者層など) を最優先ターゲットと考えていますか。 | 仕様書に記載のとおり Z E V に関心の薄い県民や事業者をターゲットとしているところですが、特に、県民については、複数台の車を所有する世帯を主なターゲットとして考えています。 |
| 2 | 仕様書 4 (2) | 現時点で想定されているポスターの具体的な掲出箇所数 (施設数) の目安はありますでしょうか。 | ポスターの掲出箇所としては、1,000 箇所程度を見込んでおりますが、掲出箇所も含めて提案いただきたいと考えております。 なお、複数の掲出箇所のポスターを代表となる機関・施設等にまとめて送付することが想定されますので、発送先は、掲出箇所よりも少ないものと考えています。 |
| 3 | 仕様書 4 (2) | ポスターの掲出先の候補の内「県内の公共施設」は連絡先のご紹介やご指示を頂ける認識で良いでしょうか。 | ポスターの掲出先としてご提案いただいた県及び市町で所有する公共施設については、連絡先を紹介することも可能です。 なお、市町庁舎等への発送については、協議の上、県が行うことも可能です。 |
| 4 | 仕様書 4 (3) | YouTube 広告からの遷移先は、どちらを想定されていますか。 | とちぎ気候変動対策ポータルサイト (https://zerocarbon.pref.tochigi.lg.jp/) 等の県のホームページを想定しています。 |
| 5 | 仕様書 4 (3) | 動画の使用用途で「YouTube インストリーム広告、その他の広告媒体等での使用」があげられておりますが、その他の広告媒体等は動画制作着手前には確定しておりますでしょうか。 | その他の広告媒体等は動画制作着手前には確定しない予定です。 なお、仕様書 4 (3) ウに記載の「YouTube インストリーム広告、その他の広告媒体等」における動画の発信は次年度以降を想定しております。今回の委託内容は、動画コンテンツの制作であり、広告媒体への掲載は含みません。 |
| 6 | 仕様書 5 (1) | 動画の再編集可能なデータとは、具体的にどのような形式を指しますか (例: Adobe Premiere Pro のプロジェクト | 再編集可能な完成動画 (Adobe Premiere Pro のプロジェクトファイル等) 及び完成動画に使用した動画素材・静止画・BGM など素材一式 (テロップ無しの動画素材等も含む) を納入してく |

| | | |
|--|-------------------------------|------|
| | トファイル、またはテロップ 無しのクリーン映像等)。 | ださい。 |
|--|-------------------------------|------|